

新任判事補への期待～裁判について考える

東京高等裁判所 秋 吉 淳一郎

1 裁判への関与

- (1) 判例の重要性
- (2) 判例の勉強方法
- (3) 裁判の重要性

2 刑事裁判の今

- (1) 我が国の刑事裁判は絶望的？(昭和60年の平野論文)
- (2) 裁判員裁判が教えてくれたもの
 - ア 自白事件での人証化
 - イ 判断過程の言語化
 - ウ 控訴審の審査の在り方
- (3) 今後の課題
 - ア 裁判員裁判の定着に向けて
 - イ ダブル・スタンダード問題
 - ウ 取調べDVD問題

3 新任判事補に期待するもの

- (1) マネージメント能力
- (2) 事件を通しての成長
- (3) 常に考えること
- (4) 合議の重要性
- (5) ON と OFF の切り替えを上手に

- 最高裁平成11年3月10日第2小法廷決定（刑集53巻3号339頁）
 - 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令2条4号にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。
 - 2 豆腐製造業者から処理料金を徴して、収集、運搬、処分した本件おからは、同法施行令2条4号にいう「不要物」に当たり、同法2条4項にいう「産業廃棄物」に該当する。

- 最高裁平成24年9月7日第2小法廷判決（刑集66巻9号907頁）

前科証拠は、自然的関連性があることに加え、証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに証拠能力が肯定され、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合は、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであるときに証拠能力が肯定される。

- 最高裁平成24年2月13日第1小法廷判決（刑集66巻4号482頁）

控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある。

- 法学教室386号18頁 【インタビュー】 刑事の判例を読む

- 全国裁判所書記官協議会 会報 164号73頁
講演 裁判官と書記官との協働態勢について